

平成30年 4月19日

習志野市長 宮本泰介様

習志野市健康なまちづくり審議会
会長 豊崎哲也

受動喫煙を防止するための条例について（答申）

平成29年12月14日付け健支第639号にて貴職より諮問のあった、受動喫煙を防止するための条例について、下記のとおり答申いたします。

記

受動喫煙を防止するための条例を制定するにあたっては、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 目的について

喫煙により生じる煙等にさらされること（受動喫煙）による健康被害を防止し、市民の健康を守るため、「受動喫煙のないまちづくり」を推進することを目的としていただきたい。

2. 目的達成のための手段について

- (1) 市内の道路や公園などのほか、駅前通路・駅前広場における喫煙を禁止することとしていただきたい。
- (2) 受動喫煙の影響が特に大きいと考えられる場所を重点区域に指定し、規制を強化していただきたい。
- (3) 受動喫煙させない社会環境の整備に努めていただきたい。

3. 実効性の担保について

- (1) 条例に違反した人・事業者などに対しては、指導等を行い、改善を求めていただきたい。
- (2) 重点区域内で喫煙をした人に対しては、罰則（過料）を適用することを検討していただきたい。

4. その他

喫煙が法律上の禁止行為でないこと、本条例が禁煙を推進するものではなく、受動喫煙の防止を目的とすることであること。また、条例の制定を通じて、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を、社会全体で整える必要があることに十分留意し、市民からの意見、パブリックコメント等の意見を参考にするなど、市民に分かりやすく、実効性の高い条例とすることを付言する。